

役に立つ

消費税実務問答集

消費税は、平成元年4月に導入されてからすでに4半世紀が経過しており、我が国の基幹税として国民の生活の中にも定着し、収税等から見てその重要性はますます高まっています。

また、近い将来には我が国の消費税にも軽減税率が採用され、そのための仕入税額控除の方式としていわゆるインボイス方式

が導入されることとされており、このことに対応するためにも現行消費税の取扱いを熟知しておく必要があるものと考えられます。

しかしながら、消費税は課税の対象や仕入税額控除制度等において法人税や所得税とは異なった考え方を要求されるものがあり、また、消費税固有の解釈が必要なもの

もあり、いまだに取扱いに関する質問が多く寄せられています。

そこで本稿では、最近寄せられた質問の中から改正項目に係る疑問点等及び消費税の課税関係に係る疑問点等についてQ & Aの形式で紹介いたします。

税理士 和氣 光

改正項目に係る疑問点

消費税率の引上げ 時期の変更等

問1 消費税率の引上げ時期を2年半延期するとの報道がありました。具体的にはどのようなものか。

答1 は、「社会保障の安定財源の確保を図るための消費税法の一部を改正する等の法律」等により、平成28年4月1日より平成29年4月1日までのうち消費税に關する事項は次のとおりとなります。

1 消費税率の引上げ時期の変更
消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されます。

2 軽減税率制度の導入時期の変更
消費税の軽減税率制度の導入時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されます。

3 適格請求書等保存方式の導入時期の変更
適格請求書等保存方式の導入時期が平成33年3月31日に変更されます。

4 消費税軽減策特別措置法の適用期限の変更
消費税軽減策特別措置法の適用期限が平成30年9月30日から平成33年3月31日に変更されます。

5 税額計算の特例の対象期間の変更
税額計算の特例の対象期間を変更することにより、中小事業者以外の事業者については特例対象としないこととされます。

高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例

問2 平成28年度の消費税法の改正により、高額特定資産を取得した場合、納税義務の免除について特例規定が適用される。また、簡易課税制度についてもその適用が制限されると聞きましたが、具体的にはどのようなものか。

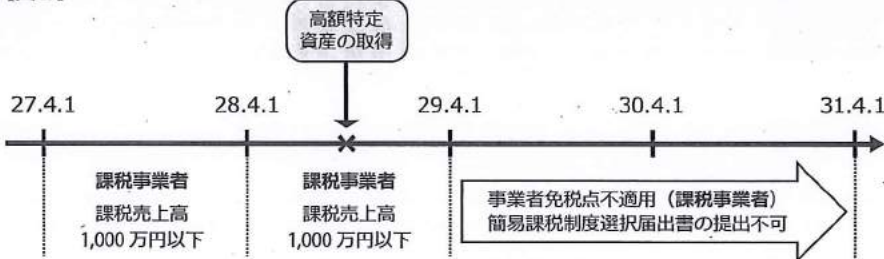
答2 平成28年度の消費税法の改正において、高額特定資産の課税仕入れ等を行なった事業者が簡易課税制度を選択している場合、高額特定課税仕入れ等を行なった課税期間から1年以内の期間が経過した後に、高額特定課税仕入れ等を行なった課税期間から1年以内の期間が経過した後に、簡易課税制度の適用もできなくなることとされました。

この改正規定は、平成28年4月1日以後行なう高額特定資産の仕入れ等について適用されます。

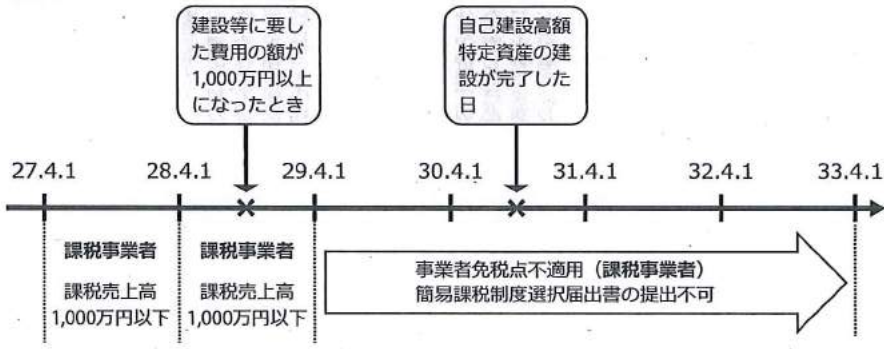
1 高額特定資産の範囲等
高額特定資産とは、棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、次に掲げる資産が該当します(消法12の4の、消令20の5)。

イ 自己建設資産以外の資産 棚卸資産又は要した税抜きの課税仕

【図1】



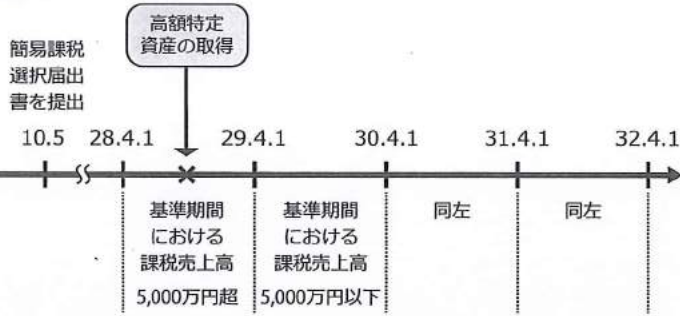
【図2】



次に続く

課税関係に係る疑問点

【図3】



簡易課税制度選択届出書を提出している事業者が高額特定資産の課税仕入れを行った場合の簡易課税制度の適用制限

【前面から続く】
 等のために要した税抜 税期間の遡課税期間か
 った場合には、自己建 額が1,000万円以上
 設高額特定資産の建設 となった日の属する課 からの3年を経過するま
 として、簡易課税制
 とは、簡易課税制
 となることになりま
 す。

問3 当社は3月決算法人は従来から課税事業者であり、法人設立当初に簡易課税制度選択届出書を提出していましたが、平成28年度課税期間はその基準期間である平成26年度課税期間の課税売上高が500万円を超え、ことから簡易課税制度の適用がありません。当社は、簡易課税制度が適用されない平成28年度課税期間中の平成28年7月に高額特定資産に該当する建物を取得しましたが、消費税法第12条の4△高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例の規定が適用され、事業者免税点及び簡易課税制度の適用制限の対象にならないのでしょうか。

答3 事例において、税仕入れを行った課税事業者が、事前に簡易課税期間に属する期間における課税売上高が500万円を超え、かつ、平成28年度課税期間中の平成28年7月に高額特定資産に該当する建物を取得した場合には、消費税法第12条の4△高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例の規定が適用され、事業者免税点及び簡易課税制度の適用制限の対象にならないのでしょうか。

なお、当社の課税売上高及び届出書の提出等を時系列で示すと、図3のとおりとなります。

問4 外国人旅行者等が輸出品物販売場において免税で購入した商品を持ち帰る方法として、自国に輸出するのではなく、国際宅配業者に委託することができると聞きましたが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

答4 輸出品物販売場において免税で購入した商品を購入する際、外国人旅行者等の非居住者が免税対象物品に基づき運送契約書を格別添付し、輸出品物販売場等に委託し、輸出品物利用運送事業者(いわゆる国際宅配業者)等に委託し、その内容が次のとおりとなります。

問5 事例において、C社が特定の新規設立法人に該当するかどうかを検討すれば、次のとおり

答5 事例において、親族が完全支配してD社が特定の新規設立法人に該当するかどうかを検討すれば、次のとおり

問6 事例において、D社が特定の新規設立法人に該当するかどうかを検討すれば、次のとおり

答6 事例において、D社が特定の新規設立法人に該当するかどうかを検討すれば、次のとおり

問7 事例において、D社が特定の新規設立法人に該当するかどうかを検討すれば、次のとおり

答7 事例において、D社が特定の新規設立法人に該当するかどうかを検討すれば、次のとおり

問8 当社は印刷業を営んでいます。当社は年末に向けて年賀はがきの印刷を行いますが、その方法として、当社においてあらかじめ年賀はがきを印刷し、印刷注文を受けた場合には印刷枚数に見合う年賀はがきの代金を立替払い処理し、印刷代金指当額を課税売上上げとする処理をしています。このような年賀はがきの印刷において、未使用分については、その後未使用分の年賀はがきと切手の交換をすることがあります。

例えば、当初見込みにより10万枚購入し、1万枚未使用になった場合には、52万円分(52円×1万枚)の切手と交換するとともに、5万円(5円×1万枚)の交換手数料を支払うこととなります。

このような場合の年賀はがきの交換及び交換手数料等の消費税の課税関係はどうなるのでしょうか。

答8 事例において、印刷業者が郵便消費手類交換制度に係るとして、郵便消費手類の譲渡は非課税とされています。この場合において、この場合において

問9 事例において、D社が特定の新規設立法人に該当するかどうかを検討すれば、次のとおり

答9 事例において、D社が特定の新規設立法人に該当するかどうかを検討すれば、次のとおり

事例の印刷業者が郵便消費手類交換制度に係るとして、郵便消費手類の譲渡は非課税とされています。この場合において、この場合において

郵便切手類交換制度に係る消費税の課税関係

外国子会社に対するコンサルティング業務に係る課税関係

問9 事例において、D社が特定の新規設立法人に該当するかどうかを検討すれば、次のとおり

答9 事例において、D社が特定の新規設立法人に該当するかどうかを検討すれば、次のとおり

問8 当社は印刷業を営んでいます。当社は年末に向けて年賀はがきの印刷を行いますが、その方法として、当社においてあらかじめ年賀はがきを印刷し、印刷注文を受けた場合には印刷枚数に見合う年賀はがきの代金を立替払い処理し、印刷代金指当額を課税売上上げとする処理をしています。このような年賀はがきの印刷において、未使用分については、その後未使用分の年賀はがきと切手の交換をすることがあります。

答8 事例において、印刷業者が郵便消費手類交換制度に係るとして、郵便消費手類の譲渡は非課税とされています。この場合において、この場合において

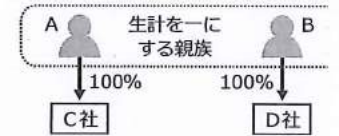
問9 事例において、D社が特定の新規設立法人に該当するかどうかを検討すれば、次のとおり

答9 事例において、D社が特定の新規設立法人に該当するかどうかを検討すれば、次のとおり

個人が特定新規設立法人に該当するかどうかを判断する際の留意点

問5 株式の所有状況が図4のようになっている場合のC社の特定新規設立法人に該当の有無はどうか。
また、この場合においてBの基準期間相対期間における課税売上高がAを超過したとしても、C社の課税関係は影響しないと考えようか。

【図4】



1 特定要件に該当するか
C社の株式は100%がAが所有していることから、特定要件に該当し、この場合の当該他の者はAとなります(消法9の3①)。
2 判定対象者
判定対象者は、当該他の者が個人である場合には当該他の者(2①)。

新規設立法人に該当の有無の判定においてはD社は判定対象者となり、C社の基準期間相対期間におけるA又はD社の課税売上高が5億円を超える場合にD社はA又はAと特殊な関係にあるD社の課税売上高に判定する。C社は特定新規設立法人に該当して課税売上高に判定することとなる。Bの課税売上高は影響しないこととなる(消法9の3①)。

なお、AとBが生計

のコンサルティング業務を海外子会社のために、子会社からコンサルティング報酬を得ています。
この場合において当社が子会社から受けるコンサルティング報酬に係る消費税の課税関係はどうなるのでしょうか。

しかしながら、コンサルティング業務に係る報酬の提供の手段は直接現地で行うもの、電話、メール等の通信手段等を用いて行うことも可能です。
このようにことから、消費税の内外判定は、事例のコンサルティング業務、非居住者に対する業務の提供に該当し、非居住者に対する業務の提供に該当し、輸出免税の対象となるものと考えます(消法17⑦七、基準7-2-17)。

マンション管理組合が駐車場の貸付けを行う場合

問6 当組合は、建物の区分所有等に関する法律に基づいてマンション管理組合であり、法人にはなっていません。
当マンションでは区分所有者の高齢化に伴い、自動車の駐車場の確保が急務となり、余った駐車スペースを貸し付けようとした。

このような場合、駐車場の貸付けは消費税の課税対象となり、当組合は消費税の申告及び納付をしなければならぬのでしょうか。

答6 マンション管理組合の課税関係は、組合員である区分所有者から収受する共益費、修繕積立金及び駐車場料金等を含む内部取引として消費税の課税対象となりません(消法5④)。

また、マンション管理組合の収入に係る消費税の課税関係は、組合員である区分所有者から収受する共益費、修繕積立金及び駐車場料金等を含む内部取引として消費税の課税対象となりません(消法5④)。

マンション管理組合消費税の課税対象となる事業者に該当し、マニシヨ管理組合が組合員以外の者に駐車場を貸し付ける場合には、基礎期間又は特定期間における課税売上高が1000万円を超える場合は、消費税の申告及び納付が必要となります(消法9①、9の2①)。

外国法人に情報の提供を行う場合の課税関係

問7 当社は各種情報の提供を行う事業を営んでいます。
情報の提供の中には外国法人が日本法人との取引を行うにあたり、事前に日本の経済状況や今後の取扱商品のマーケット情報等を外国法人に提供するものがあります。

この場合の情報の提供は、各種資料の分析を行い、発注企業等の要望に沿った情報として、その内容を電話、メール等により提供しています。
このような取引について、消費税の課税関係はどうなるのでしょうか。

答7 事例の取引ですが、この場合において外国法人に対しては経済情報を相手方から提供し、その内容を電話、メール等により提供しています。
この場合の取引は、各種資料の分析を行い、発注企業等の要望に沿った情報として、その内容を電話、メール等により提供しています。

フリーレントによる建物の賃貸借に係る消費税の課税標準

問10 当社は不動産賃貸業者です。当社では貸借の賃借人の拡大を図るため、いわゆるフリーレントの方式による賃貸借契約を締結しています。その一般的な例として、貸借期間において、賃借期間を5年とするが、当初の6ヶ月は賃料を無償とするものです。この場合の消費税の課税売上高の判定は、フリーレント(賃料ゼロ)期間を過ぎた7ヶ月目からの賃料に基づき課税売上高を計上すればよいのでしょうか。

拡大を図るため、いわゆるフリーレントの方式による賃貸借契約を締結しています。その一般的な例として、貸借期間において、賃借期間を5年とするが、当初の6ヶ月は賃料を無償とするものです。この場合の消費税の課税売上高の判定は、フリーレント(賃料ゼロ)期間を過ぎた7ヶ月目からの賃料に基づき課税売上高を計上すればよいのでしょうか。

答10 いわゆるフリーレントの課税関係は、次のとおりです。
1 消費税の課税標準
課税標準の課税標準は、賃借期間の経過等に係るフリーレントの課税標準は、次のとおりです。

フリーレントの課税標準は、賃借期間の経過等に係るフリーレントの課税標準は、次のとおりです。
1 消費税の課税標準
課税標準の課税標準は、賃借期間の経過等に係るフリーレントの課税標準は、次のとおりです。

フリーレントによる建物の賃貸借に係る消費税の課税標準

問10 当社は不動産賃貸業者です。当社では貸借の賃借人の拡大を図るため、いわゆるフリーレントの方式による賃貸借契約を締結しています。その一般的な例として、貸借期間において、賃借期間を5年とするが、当初の6ヶ月は賃料を無償とするものです。この場合の消費税の課税売上高の判定は、フリーレント(賃料ゼロ)期間を過ぎた7ヶ月目からの賃料に基づき課税売上高を計上すればよいのでしょうか。

拡大を図るため、いわゆるフリーレントの方式による賃貸借契約を締結しています。その一般的な例として、貸借期間において、賃借期間を5年とするが、当初の6ヶ月は賃料を無償とするものです。この場合の消費税の課税売上高の判定は、フリーレント(賃料ゼロ)期間を過ぎた7ヶ月目からの賃料に基づき課税売上高を計上すればよいのでしょうか。

答10 いわゆるフリーレントの課税関係は、次のとおりです。
1 消費税の課税標準
課税標準の課税標準は、賃借期間の経過等に係るフリーレントの課税標準は、次のとおりです。

フリーレントの課税標準は、賃借期間の経過等に係るフリーレントの課税標準は、次のとおりです。
1 消費税の課税標準
課税標準の課税標準は、賃借期間の経過等に係るフリーレントの課税標準は、次のとおりです。

フリーレントによる建物の賃貸借に係る消費税の課税標準

問10 当社は不動産賃貸業者です。当社では貸借の賃借人の拡大を図るため、いわゆるフリーレントの方式による賃貸借契約を締結しています。その一般的な例として、貸借期間において、賃借期間を5年とするが、当初の6ヶ月は賃料を無償とするものです。この場合の消費税の課税売上高の判定は、フリーレント(賃料ゼロ)期間を過ぎた7ヶ月目からの賃料に基づき課税売上高を計上すればよいのでしょうか。

拡大を図るため、いわゆるフリーレントの方式による賃貸借契約を締結しています。その一般的な例として、貸借期間において、賃借期間を5年とするが、当初の6ヶ月は賃料を無償とするものです。この場合の消費税の課税売上高の判定は、フリーレント(賃料ゼロ)期間を過ぎた7ヶ月目からの賃料に基づき課税売上高を計上すればよいのでしょうか。

答10 いわゆるフリーレントの課税関係は、次のとおりです。
1 消費税の課税標準
課税標準の課税標準は、賃借期間の経過等に係るフリーレントの課税標準は、次のとおりです。

フリーレントの課税標準は、賃借期間の経過等に係るフリーレントの課税標準は、次のとおりです。
1 消費税の課税標準
課税標準の課税標準は、賃借期間の経過等に係るフリーレントの課税標準は、次のとおりです。

非居住者に支払う出演料に係る課税標準等

問11 当社はテレビ放送の番組の制作会社です。
このたび、素人出演の歌唱番組を制作し、その内容は日本人10人と外国人10人が出演して歌の競演をするものです。この番組の制作にあたっては、日本人・外国人の区分をせずに一人当たり20万円を支給しました。
この場合の当社の消費税の課税処理はどのようにすればよいのでしょうか。

このたび、素人出演の歌唱番組を制作し、その内容は日本人10人と外国人10人が出演して歌の競演をするものです。この番組の制作にあたっては、日本人・外国人の区分をせずに一人当たり20万円を支給しました。
この場合の当社の消費税の課税処理はどのようにすればよいのでしょうか。

答11 事例における消費税の課税標準は、次のとおりです。
1 非居住者に支払う出演料
非居住者に支払う出演料は、非居住者に支払う出演料に係る消費税の課税標準は、次のとおりです。

事例における消費税の課税標準は、次のとおりです。
1 非居住者に支払う出演料
非居住者に支払う出演料に係る消費税の課税標準は、次のとおりです。

答11 事例における消費税の課税標準は、次のとおりです。
1 非居住者に支払う出演料
非居住者に支払う出演料に係る消費税の課税標準は、次のとおりです。

事例における消費税の課税標準は、次のとおりです。
1 非居住者に支払う出演料
非居住者に支払う出演料に係る消費税の課税標準は、次のとおりです。

次面に続く

前面から続く

3を乗じた金額とされ
ています(消法30①)。
したがって、事例に
おいては日本人に支払
う報酬については20万
円×108分の6・3の
金額が控除対象となり、
外国人に支払う報酬に
ついては20万円×10
0分の6・3の金額が
控除対象となります。
これらのことから、
芸能・スポーツ関係等
の支払いについては日
本人に支払うものと外
国人に支払うものと外
国に支払うものとで消
費税の課税関係が異な
る点に注意することが注
意が必要とされます。

3を乗じた金額とされ
ています(消法30①)。
したがって、事例に
おいては日本人に支払
う報酬については20万
円×108分の6・3の
金額が控除対象となり、
外国人に支払う報酬に
ついては20万円×10
0分の6・3の金額が
控除対象となります。
これらのことから、
芸能・スポーツ関係等
の支払いについては日
本人に支払うものと外
国人に支払うものと外
国に支払うものとで消
費税の課税関係が異な
る点に注意することが注
意が必要とされます。

営業権を譲渡した場合の簡易課税制度の事業区分

問13

当社は和菓子製造販売業と飲食店業としての喫茶店を営んでい
ます。

この度、これからの事業方針を検討し、
今後は和菓子の製造販売業に特化するこ
ととし、飲食店業についてはその営業権
を譲渡することになりました。
この場合の営業権の譲渡に係る簡易課
税制度の事業区分は第何種事業に該当す
ることになるでしょうか。

答13

簡易課税制度 税額を計算することに
おいては、事
業区分は、消費税法施行
令第57条第5項(中小
事業者の仕入れに係る
消費税額の控除の特
例)及び消費税法基本
通達第13章第2節(事
業区分の判定)に規定
されており、これらの
規定を踏まえて事例に
ついて検討すると、次
のとおりとなります。

新聞社が新聞販売店に支払う各種補助金、手数料等の課税関係

問12 当社(新聞社)は、当社の新聞販売店に各種補助金や手数料を支払ってありますが、消費税の課税関係はどうなるのでしょうか。

答12 消費税は売上
に支払う販売奨励金等
に課税されることにな
ります(消法38①)。
この場合において、
事業者が販売促進の目
的で金銭により取引先
から新聞販売店に対す
る副収入と認められ、
金や手数料を受け取る
売上げに係る対価の返
還等に該当するものと
して取り扱われます。
なお、事例の各種補助
金や手数料を受け取る
新聞販売店については、
仕入れに係る対価の返
還等に該当することに
なり(消法32①)。
このとおりとなります。

型枠工事業に係る簡易課税制度の事業区分

問14

当社は型枠工事業を営む法人で
すが、コンクリートポンプ車
等のコンパネ、単管等の資材は自ら
調達し、生コンは元請が調達して
います。このような事業の実態にお
いて、当社が行う型枠工事業は、簡
易課税制度の第何種事業に該当する
のでしょうか。

答14

次のとおりと
なります。
1 第3種事業
2 型枠工事業
3 型枠工事業
4 型枠工事業

型枠工事業は、簡易課税制度の第
何種事業に該当するのでしょうか。
この場合、型枠工事業を営む法人で
すが、コンクリートポンプ車
等のコンパネ、単管等の資材は自ら
調達し、生コンは元請が調達して
います。このような事業の実態にお
いて、当社が行う型枠工事業は、簡
易課税制度の第何種事業に該当する
のでしょうか。

答14 次のとおりと
なります。
1 第3種事業
2 型枠工事業
3 型枠工事業
4 型枠工事業

不動産業者が自己の店舗として使用していた建物を譲渡した場合の簡易課税制度の事業区分

問15

当社は不動産業者で、簡易課税制度適用事業者です。
当社は、店舗を移転したことに伴い旧店舗を譲渡しま
した。

この場合の旧店舗の譲渡収入の簡易課税制度の事業区分は不動
産業者として第6種事業になるのでしょうか。それとも自己におい
て使用していた固定資産の譲渡として第4種事業に該当するの
でしょうか。

答15

次のとおりと
なります。
1 簡易課税制 区分は、第1種事業か、事業に区分され、その
事業区分は、第6種事業に区分さ
れる。不動産業者は第6種
事業に区分される。

貸付債権を債権回収業者に著しく低額で譲渡した場合の課税売上割合の計算

問16

当社は金融業を営んでいます。
当社の貸付先の倒産により回収の見込みが立たなくなっ
たことから、その貸付債権を債権回収業者に譲渡すること
を計画しています。

答16 消費税法第13条の2
の適用関係は、金銭債権の譲渡は、
有価証券等類するもの
の譲渡として非課税と
の譲渡等との対価として
取得した金銭債権の譲
渡については分母の金
額に算入する(消法48④)。
また、金銭債権の譲
渡を行った場合の課税
金額であっても調整等
の必要はないことにな
ります。

みなし仕入れ率は60%
になります(消法57⑤)。
また、他のいずれの
事業にも該当しないも
の第4種事業に区分
され、そのみなし仕入
れ率は60%となります
(消法57⑤、⑥)。
2 自己において使用
していた不動産に係る
事業区分
不動産業者が行う取
引のすべてが第6種事
業に該当するのではな
く、その事業者が行う
課税資産の譲渡等こと
し仕入れ率は60%に
なります。

事例の取引に係る簡
易課税制度の事業区分
の考え方として、自己
において使用していた
不動産の譲渡に係る事
業区分は第4種事業に
該当することとされて
います(消法57⑤、⑥)。
この取扱いが不動産
業者にも適用されるも
のではありません。事
例の不動産業者が行う
売却に係る簡易課税制
度の事業区分は第6種
事業に該当し、そのみ
なし仕入れ率は60%に
なります。

額に算入せず(消法48
②)とそれ以外の金額
が3億円と、それを
債権の譲渡については
譲渡対価の5%相当額
として、100万円を
課税売上割合の分母
の金額に算入すること
になります(消法48④)。
事例の債権回収業者
は、貸付債権であり資
産の譲渡等として取
得したものでないこと
から、譲渡対価の5%
相当額を課税売上割合
の分母の金額に算入
することになります。
なお、この場合の譲
渡対価は現実の譲
渡対価の額をいいます
(消法48④)。課税売
上割合の計算について
は、回収した金額と取得
金額の100万円の差額
を課税売上割合の分母
の金額に算入すること
になります(消法48④)。

事例の取引に係る簡
易課税制度の事業区分
の考え方として、自己
において使用していた
不動産の譲渡に係る事
業区分は第4種事業に
該当することとされて
います(消法57⑤、⑥)。
この取扱いが不動産
業者にも適用されるも
のではありません。事
例の不動産業者が行う
売却に係る簡易課税制
度の事業区分は第6種
事業に該当し、そのみ
なし仕入れ率は60%に
なります。